

熱海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第11号

熱海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熱海市国民健康保険税条例（昭和35年熱海市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書及び第27条中「54万円」を「58万円」に改める。

附則第14条第1項中「当分の間」の次に「（第5条に規定する被保険者均等割額及び第6条に規定する世帯別平等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の熱海市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。